

近江鉄道 広告掲出規約

制定 2026年3月31日

近江鉄道株式会社 事業運営部 広告課

第1条（目的）

広告掲出規約に基づき、近江鉄道株式会社（以下「当社」という。）が運営する広告媒体に広告を掲出するにあたり、広告主が遵守すべき事項、および当社が広告の掲出可否を判断する基準を定めることを目的とする。

第2条（基本原則）

当社は、公共交通機関としての社会的使命に基づき、広告内容および表現は、社会性、信用性、信頼性を有するものとし、第三者に不利益または不快感を与えないことを基本原則とする。

第3条（審査および承認）

1. 広告の掲出に際しては、広告主（クライアント）および広告デザイン（意匠）について、当社の厳正な審査を実施するものとする。
2. 当社は、広告主の事業内容、社会的信用、法令遵守状況、ならびに広告デザインの安全性、法令遵守、公序良俗適合性、表現内容の適正性、および交通安全への配慮等を総合的に審査し、その掲出の可否を判断するものとする。
3. 広告媒体に関する全ての広告の掲出可否権は、近江鉄道株式会社が有するものとする。
4. 広告主は、広告内容に関する一切の責任を負うものとする。

第4条（掲出期間）

契約期間（最低掲出期間）はメディアガイドに準じ、日割りは行わない。

第5条（掲出禁止広告）

当社は、次の各号に定める広告について、その掲出を認めないものとする。

1. 法令、条例、規則等に違反し、またはその恐れがあるもの。
（例：未成年飲酒・喫煙を助長する広告）
2. 公序良俗に反し、または社会に対し不当な影響を与える恐れのあるもの。
（例：過度に性的な表現、露骨な暴力表現、残虐な描写、社会通念上許容されないと判断される表現）
3. 人権侵害、差別、名誉毀損、誹謗中傷、または排斥を惹起するもの。

(例：特定の個人・民族・信条・性的指向等を侮辱したり、不当に差別したりする表現、他者の名誉・信用を毀損する表現)

4. 暴力団その他反社会的勢力またはその構成員が関係するもの。
(例：反社会的組織の名称、紋章、標語等が使用されている、またはそれらを想起させる広告)
5. 当社の事業運営、当社の信用、または安全運行を阻害する恐れのあるもの。
(例：鉄道施設の不法侵入を推奨する内容、当社の運行ダイヤを誤解させる表現、駅構内での危険行為を助長する広告)
6. 第三者の権利を侵害するもの(例：著作権・肖像権・商標権、パブリシティ権その他知的財産権を侵害する広告)
7. その他、当社が掲出を不適切と判断するもの。
(例：虚偽または著しく誤解を招くような情報、詐欺的な商法を想起させる広告、不当に他社商品と比較する広告、公衆に著しい不快感や不安を与えるデザインや内容)

第6条(規制対象業種および商品)

次の各号に定める業種または商品に関する広告は、原則として掲出を認めない。ただし、内容を審査の上、条件付きで掲出を承認する場合がある。

1. 公衆衛生、社会秩序、または青少年の健全な育成に有害な影響を与える恐れのあるもの。
(例)喫煙促進広告、風俗営業等に関するもの
2. 誇大または誤認を招く表現により、消費者に不利益を与える恐れのあるもの。
(例)過度な消費者金融広告、効能を断定する医療関連広告、非科学的迷信
3. 特定の政治信条、宗教的布教、または個人・団体への批判を目的とするもの。
4. 当社の公共性に鑑み、掲出が不適切と判断される業種または商品。
(例)占い、興信所、当社グループの利益を損なうもの
5. 金融商品については、内容審査の上承認するが、金融商品取引法における国債・地方債・社債・株式・投資信託等に限定する場合がある。
6. 葬祭業、墓石業、墓地分譲等に関する一部媒体(フルラッピング広告等)は対象外とする。

第7条(表現に関する規制)

交通安全上、消費者被害防止、および青少年保護の観点から、次の各号に定める表現を含む広告の掲出は認めない。

1. 誇大広告、または射幸心を著しく煽る表現。
(例：「必ず儲かる」「確実に痩せる」など、根拠のない断定的な効能・効果を示すも

- の、または過度に投機心を誘うもの)
2. 水着姿および裸体姿等で広告内容に無関係かつ必然性の無いもの。
(例：商品やサービスの紹介と無関係に、肌の露出の多い人物を配置し、性的好奇心を煽るもの)
 3. 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現のもの。
(例：暴力行為を賛美、模倣を誘発する描写、または犯罪行為を奨励・肯定する広告)
 4. 残酷な描写等、善良な風俗に反するような表現のもの。
(例：流血、死体を強調するなど、見る者に強い不快感や嫌悪感を与える描写)
 5. ギャンブルを肯定するもの。
(例：特定のギャンブルの種類を推奨するもの、またはギャンブルを肯定的に捉える表現)
 6. 過度に鮮やかな模様、色彩を使用するもの。
(例：原色を多用した点滅するようなデザイン、または交通標識や信号と紛らわしい配色)
 7. 信号、交通標識等と類似するもの、またはこれらの効用を妨げる恐れのあるもの。
(例：赤地に白抜き文字、矢印、停止マークなど、道路交通法上の標識に酷似したデザインや図柄)
 8. 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの、およびこれらに類するものを使用するもの。
 9. 運転者の誤認や注意散漫を招くデザインのもの
(例：運転中に視線を奪い、交通安全に支障をきたす可能性のある、動的な表現や過度な視覚的要素を含む漫画形式。ただし、車内および駅に掲出するポスターは除く。)
 10. 鉄道の安全運行や円滑な公共サービスの提供を損なうおそれのあるもの。
(例：緊急時の案内表示と誤解を招くようなデザイン、または運行に支障をきたす恐れのある設置方法)
 11. 前各号に定めるもののほか、掲載する広告として当社が不適切と判断する表現、デザイン。

第8条（媒体別・広告種別特記事項）

1. 広告媒体についてはメディアガイドに準ずる。但し、メディアガイド未掲載の媒体への掲出に関しては、双方、協議の上掲出の可否を決める。
2. 広告掲出の際には表示物を必要とする
メディアガイドに記載の仕様に準ずる。

2. 看板広告

* 一部はロードサインに該当し、法令および屋外広告物条例に基づく厳格な制限が適用される。これに適合しない広告は掲出できない。

3. 応援広告

* 特定のアイドル、タレント、個人等を応援する目的の広告は、申込書および同意書の提出をもって可否を判断する。応援対象の所属事務所等の承諾を得ていることを掲出条件とする。

第9条（規約違反等による掲出停止または契約解除）

1. 広告主が本規約に違反し、当社が指定する期間内に是正されない場合、または当該違反が重大であると判断される場合、当社は、当該広告の掲出を停止し、または広告契約を解除できるものとする。
2. 承認後の広告であっても、第三者からの苦情等により、社会通念上著しく不適切であると当社が客観的に判断した場合、または当社の信用を著しく損なうおそれがある場合、当社は広告主に対し修正を求めることができるものとする。広告主がこれに応じない場合、または修正が困難であると判断される場合、当社は、掲出を停止し、または契約を解除できるものとする。
3. 本条に基づき掲出停止または契約解除となった場合、当社は未掲出期間分の広告料金を返還するものとする。ただし、広告主の責めに帰すべき事由による場合は、当社は広告料金を返還せず、広告主は別途定める違約金を当社に支払うものとする。

第10条（免責事項）

当社は、本広告の掲出に関し、以下の各号の一に該当する事由により広告主又は第三者に損害が生じた場合においても、当該損害について一切の責任を負わないものとする。

1. 天災地変、テロ、暴動、交通障害（大規模な交通規制等を含む。）、運送機関の遅延若しくは運行中止、法令の制定改廃、政府機関の命令、その他当社の責に帰すべからざる事由により、本広告の掲出が遅延、中断又は中止された場合。
2. 交通広告の性質上、掲出中の本広告物（ポスター、デジタルサイネージの映像等を含む。）が毀損又は盗難された場合。この場合、予備の本広告物による代替掲出等の可能な限りの対応を行うものとするが、当該毀損又は盗難に起因する広告料金の日割り計算による返還その他の減額、又はその他一切の損害について、当社は何らの責任も負わないものとする。

第11条（掲出作業および広告物の返却）

1. 広告物の掲出作業日は、原則として当社の営業日に行うものとする。指定日を希望する場合、別途作業費が発生する場合がある。
2. 掲出期間満了後または契約解除後の広告物の返却は、原則として行わない。但し、返却が可能な広告物に限り、広告主が返却を希望する場合は、着払いにて対応する。
3. バス施設、鉄道沿線の公共交通施設付近の当社施設に関する、広告掲出に関しては当社が業者を指定することがある。

第 12 条（基準の変更）

当社は、社会情勢の変化、法令改正その他必要が生じた場合、本規約を随時変更することができるものとする。